

北海道教育長

令和 7 年 秋 季

要 請 書

北 海 道 市 長 会

目 次

○…一部北海道単独事業

文教・学校施設関係について.....	1
1 公立学校施設等の整備促進・通学手段の確保について.....	1
○ 2 公立学校の教職員配置等の充実について.....	2
3 G I G Aスクール構想の実現について.....	3
4 学校部活動の地域移行について.....	3

北海道内３５市の市政推進に当たり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられることに加え、物価上昇の継続により、市民生活や企業活動、さらには自治体財政にまで多大な影響が及んでおります。

また、人口減少や高齢化の進行に加え、とりわけ若年層の大都市圏への流出により、道内の多くの市では、産業の担い手や後継者の確保が困難となっており、地域経済や多様な市民活動の基盤が揺らぎつつあります。

こうした厳しい状況の中にあっても、各市においては、激甚化する自然災害への備え、脱炭素化の実現、デジタル化の推進など喫緊の課題への対応を進めるとともに、「新たな地方創生」のもと自主的・主体的な地域づくりを推進していく所存であります。

そのためには、地方の実情に即した財政支援に加え、より実効性のある制度の創設や見直しなど、これまで以上に国からの力強い御支援が不可欠であります。

つきましては、今後の国の施策の展開や予算編成に当たり、道内３５市の実情等にご理解を賜り、適切な措置を講じていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和７年１０月１７日

北海道市長会

札幌市長	秋元 克広	苫小牧市長	金澤 俊	滝川市長	前田 康吉
函館市長	大泉 潤	稚内市長	工藤 広	砂川市長	飯澤 明彦
小樽市長	迫 俊哉	美唄市長	桜井 恒	歌志内市長	柴田 一孔
旭川市長	今津 寛介	芦別市長	北村 真	深川市長	田中 昌幸
室蘭市長	青山 剛	江別市長	後藤 好人	富良野市長	北 猛俊
釧路市長	鶴間 秀典	赤平市市長	畠山 渉	登別市長	小笠原 春一
帯広市長	米沢 則寿	紋別市長	山崎 彰則	恵庭市長	原田 裕
北見市長	辻 直孝	士別市長	渡辺 英次	伊達市長	堀井 敬太
夕張市長	厚谷 司	名寄市長	加藤 剛士	北広島市長	上野 正三
岩見沢市長	松野 哲	三笠市長	西城 賢策	石狩市長	加藤 龍幸
網走市長	水谷 洋一	根室市長	石垣 雅敏	北斗市長	池田 達雄
留萌市長	中西 俊司	千歳市長	横田 隆一		

文教・学校施設関係について

文教関係施策等の充実、学校施設等の整備を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 公立学校施設等の整備促進・通学手段の確保について

(1) 公立学校施設整備については、耐震化はもとより、老朽化に伴う改築等や学校統合による新增築等の事業についても各自治体の整備計画に基づき円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。

(2) 学校施設整備事業における補助単価は、実施単価と比較し大きな乖離があるので、校舎等の施設の新増築、改築を計画的に推進できるよう、財政措置の拡充を図ること。

(3) 公立学校整備に係る国庫補助事業について、学校施設整備の円滑な推進を図るため、事業採択の迅速化を図ること。

(4) 学校施設環境改善交付金について、各市が計画する事業を確実に実施できるよう、当初予算を十分に確保するとともに、事業採択時期の早期化を図るなど、必要な措置を講じること。

また、契約時期の改善や繰越し要件の緩和等、現行の学校施設環境改善交付金の弾力的な運用について、措置を講じること。

(5) 過疎地域において児童生徒の通学を確保するため、スクールバスの運行及び維持管理を行うための財源措置の充実を図ること。

(6) 空調設備の整備について、計画的に事業を進めていくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

- ア 小中学校及び義務教育学校等（幼稚園を含む）について、冷房設備の集中的な整備に係る計画事業量に応じた学校施設環境改善交付金の予算確保、補助率の引き上げ、下限額の撤廃及び高等学校等への補助対象拡大を行うとともに、実勢単価に見合った補助単価の引き上げを行うこと。
- イ 認定こども園等について、保育対策総合支援事業費補助金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- ウ 児童館について、次世代育成支援対策施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- エ 放課後児童クラブについて、子ども子育て支援施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- オ 緊急を要することから、各事業採択の迅速化を図ること。

2 公立学校の教職員配置等の充実について

公立学校における教職員等の配置を改善し、教育の質向上を図るため、次の措置を講じるとともに必要な財源の充実、確保を図ること。

- ア 教職員定数を改善すること。
- イ 食育推進のため、栄養教諭の配置定数を改善すること。

特に、広域分散地域を担当する大規模な共同調理場に係る加配措置の拡充や配置基準の見直しのほか、調理場を統廃合する場合の激変緩和措置など、弾力的な運用ができる制度にすること。

また、児童及び生徒に対する学校給食の提供及び食育の推進並びに公共施設の老朽化対策を考慮し、市の責任において作成した学校給食の献立を民間施設で調理し提供する場合にも、栄養教諭等の配置が可能となるよう制度の見直しを図ること。
- ウ 学校図書館の活用促進のため、司書教諭を定数化し専任で配置すること。
- エ スクールカウンセラー等の専門スタッフ、教員業務支援員及び日本語指導補助者の配置や部活動指導員などの多様な人材の活用促進のために

必要な支援措置を講じること。

(北海道単独事業)

オ 正規の教職員を教職員定数どおりに配置するとともに、定数外の期限付教員等についても確実に配置すること。

カ 中学校の少人数学級（３５人以下）について、早期実現を図ること。

３ G I G Aスクール構想の実現について

(1) 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や設定費用、周辺機器購入費用、指導者用端末の更新費用等についても、運用上必要不可欠であることから、国庫補助の対象とすること。

また、端末整備完了後における機器の保守管理や端末更新時の費用については、端末更新費用の全額を助成するほか、教職員用の端末費用や修繕費用等についても補助対象とするなど自治体負担の軽減を図ること。あわせてＩＣＴ支援員の増員等についても、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 学習者用端末の円滑な活用に必要なインターネット通信環境の維持・運用を支えるため、インターネット通信料に対する十分な財政措置を講じること。

４ 学校部活動の地域移行について

生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動へ参加できるよう、学校部活動から移行した新たな地域クラブ活動に対して、国において継続的な国庫補助金制度を創出すること。

